

(1) 障害者相談支援事業

障がいのある方やその家族から福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供、助言、援助及び関係機関との連絡調整を行います。相談は無料です。まずはお電話ください。
(※毎月1回、巡回相談も行っています。)

 福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
問合せ先 各総合支所地域振興課

○委託先

「BRIDGEはあと」(社会福祉法人 南高愛隣会)
雲仙市愛野町乙493番地6 (電話：0957-36-3850)

○令和7年度障がい者巡回相談

- ・実施日時：原則、毎月第2月曜日の13:30～16:00
(第2月曜日が祝日の場合は翌週実施 ※詳細日程は下記参照)

日程	実施地区	日程	実施地区
令和7年4月14日	南串山	令和7年10月20日	小浜
令和7年5月12日	国見	令和7年11月10日	南串山
令和7年6月9日	瑞穂	令和7年12月8日	国見
令和7年7月14日	吾妻	令和8年1月19日	瑞穂
令和7年8月4日	愛野	令和8年2月9日	吾妻
令和7年8月25日	雲仙	令和8年3月9日	愛野
令和7年9月8日	千々石		

(2) 地域活動支援センター

障がいのある方々が集い、軽作業やレクリエーション、調理実習などを行うことにより、仲間づくりや地域との交流を促進します。自己負担は原則無料です。ただし、調理実習等の材料代は実費負担となります。

 福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
問合せ先 各総合支所地域振興課

○委託先

「ウェルカム社おばま」(社会福祉法人コスモス会)
雲仙市小浜町富津846 (電話：0957-75-0808)

(3) 日中一時支援事業

障がいのある方（児童）の日中活動の場を提供し、障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な負担の軽減を図ります。



福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

○対象者

自宅等で生活されている障がいのある方（児童）で障害程度区分が「Ⅰ」以上と判定された方。

○申請手続き

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちになり、申請書により手続きをしてください。

○サービスの決定

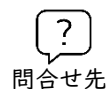
申請に基づき、障がい者の程度区分や介護を行う方の状況等を勘案し、サービスの種類、支給量を決定します。

○利用料

原則Ⅰ割が自己負担です。ただし、課税状況により負担上限月額が設定されます。

(4) 移動支援事業

屋外での移動が困難な在宅の障がいのある方（児童）が、外出される際付き添いのヘルパーを派遣します。



福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

○申請手続き

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者福祉手帳をお持ちになり、申請書により手続きをしてください。

○サービスの決定

申請に基づき、サービスの必要時間数を決定します。

○利用料

原則Ⅰ割が自己負担です。ただし、課税状況により負担上限月額が設定されます。

(5) 通学支援事業



問合せ先

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

特別支援学校へ通学する児童に対して、ガイドヘルパーが付き添い公共交通機関等(※)を利用しながら登下校することで、送迎を行う保護者の負担軽減及び児童の自立を図ることを目的とした事業です。

※公共交通機関等 …… 通学方法については、特に制限なくバス、鉄道、福祉有償運送（タクシー）等が利用できます。

○支援の種類

- ①個別支援型 1人のガイドヘルパーが1人の対象者に同行し、支援を行う。
- ②グループ支援型 安全性の確保できる範囲において、1人のガイドヘルパーで対象者複数名の支援を行う。
- ③車両移送型 市が委託するバス事業者において車両を運行し、上記①及び②の対象者に対して、市内から特別支援学校まで決まった経路で移送を行うことにより支援を行う。（ガイドヘルパー同行支援の利用が条件）
※令和5年度運行事業所：「雲仙観光株式会社」
※令和5年度運行先：「長崎県立島原特別支援学校」

○申請、利用手続き

- ・利用申請前に、移動支援を行う事業所へ利用計画等について、ご相談をお願いします。
- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちになり、申請書により手続きをしてください。
- ・申請に基づき、支給（利用）の可否やサービス利用の必要時間数を決定します。利用決定後に、市から受給者証の発行を受け、事業を実施している事業所と契約を結ばれた後に、利用開始となります。

○利用料

- ・利用者においては、原則1割が自己負担です。
- ・ただし、世帯の課税状況により負担上限月額が設定されます。

(6) 雲仙市障害者地域生活支援拠点事業

 福祉総務課障がい班
 BRIDGE はあと（委託先）
 問合せ先 TEL:080-6862-3418

地域生活支援拠点事業は、障がい者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、市が委託する相談支援事業所等を軸とした関係機関が協力して、障がいのある方やその家族の生活を地域全体で支える仕組みです。

○事業内容

①相談〔24時間365日相談体制〕

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの相談、その他必要な支援を行います。

②緊急時の受け入れ対応

短期入所施設等を活用し、介護者の急病や冠婚葬祭等の他、障がい者の状態変化に伴う緊急時の受け入れや、医療機関への連絡等が必要な場合に対応を行います。

○対象者

障がい等により、緊急時の生活の維持に不安をお持ちの方など、以下の方が対象になります。

- ①身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳をお持ちの方
- ②診断書による認定で、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用できる方
- ③指定難病など障害者支援法の対象疾病に罹患している方
- ④発達障がいのある方

委 託 先	B R I D G E はあと（社会福祉法人 南高愛隣会）
住 所	雲仙市愛野町乙493番地6
電 話 番 号	080-6862-3418
開 業 時 間	8時30分～17時00分（※緊急時の相談については24時間対応）
休 業 日	土日祝日、12月29日～1月3日 （※緊急時の相談については年中無休）
利 用 料 金	相談：無料 緊急時の一時受け入れ：障害福祉サービスの利用となるため、利用者負担額が発生する場合があります。詳しくはご相談ください。
利 用 方 法	電話、来所
備 考	「緊急」とは、家族等養護（介助）者の疾病等による急な不在や精神的不安等に伴う一時的な避難などを想定しています。

(7) 自発的活動支援事業

発達障害児（者）、引きこもり、不登校児などやその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流活動を実施しています。



問合せ先

福祉総務課障がい班
ぴあサポートうんぜん
代表 草野友一（委託先）
TEL:070-8382-2773

- 主な活動 : ピアカウンセリング、講師を招いての勉強会、当事者の「何かできること」「何かしたいこと」探しと手助け
- 対象 : 発達障害児（者）、引きこもり、不登校児、左記の家族や親族
- 曜日 : 毎月 第3日曜日
- 時間 : 13時30分～15時30分
- 場所 : 雲仙市愛の夢未来センター
- その他 : 申し込みは不要です。お気軽にお越しください。

(8) 意思疎通支援事業

（手話通訳者、要約筆記奉仕員等の意思疎通支援者を派遣）

聴覚障害者又は、障がい者の家族、支援者、介助者及び法定代理人等へ意思疎通支援者を派遣します。



問合せ先

福祉総務課障がい班
（※兼申し込み先）

○派遣の申請

福祉総務課障がい班、市役所総合窓口課または各総合支所地域振興課に備え付けの申請書を窓口で提出していただくか、FAXで福祉総務課障がい班へ送信してください。

○意思疎通支援者の派遣内容

聴覚障害者等が日常生活及び社会生活を営むために必要な場合。ただし社会通念上派遣することが好ましくないと認める内容及び公共の福祉に反すると認める内容を除きます。

○意思疎通支援者の派遣決定通知

手話通訳者、または要約筆記者が決まり、派遣が決定した場合は、決定通知をお送りいたします。当日は、指定の場所で待ち合わせの上、ご利用ください。

○利用料／事前予約

利用料は無料、ただし原則7日前までに申し込みが必要です。

○申し込み先

福祉総務課障がい班（FAX：0957-36-8900）

※市役所総合窓口課または各総合支所地域振興課の窓口で申請書をお預けいただくことも可能です。

(9) 視覚障害者生活訓練事業

視覚に障がいのある方に、日常生活に必要な訓練及び指導等を行うことにより、社会参加の促進を図ることを目的に実施しています。



問合せ先

福祉総務課障がい班
市社会福祉協議会(委託先)
TEL: 0957-37-2855

○委託先

「社会福祉法人 雲仙市社会福祉協議会」
雲仙市千々石町戊762番地(電話: 0957-37-2855)

○訓練内容

- ・歩行訓練、点字等の習得訓練(利用料: 無料)

○申し込み

- ・雲仙市社会福祉協議会(委託先)へご連絡いただくか、同協議会各窓口にてお申し出ください。

○その他

- ・訓練の参加の有無にかかわらず、視覚に障がいのある方やボランティアとの交流会のみでも参加できます。
- ・市内は無料送迎を行います。

(10) 声の広報等発行事業

視覚に障がいのある方(身体障害者手帳(視覚障害)の認定を受けている方)に、市広報紙等をCDに録音した『声の広報(※)』を、毎月無料配布(郵送)しています。配布を希望される方は、登録が必要ですので、身体障害者手帳をご持参の上、福祉総務課障がい班へ申し込んでください。

また、福祉総務課障がい班(福祉事務所内)や各地区図書館(室)にも貸し出し用(貸出期間: 2週間)のCDがありますので、ご利用ください。



問合せ先

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

※『声の広報』…雲仙市が「雲仙市音声訳会やまぼうし」へ委託し、音声読み上げのCDを作成しています。

- ・広報うんぜん
- ・雲仙市議会だより
- ・やまぼうし(季節・地域の情報) 他

(1 1) 自動車運転免許取得費の助成



問合せ先

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

身体障害者手帳（障害等級表Ⅰ級～Ⅳ級）の
交付を受け、運転免許の取得により就労・就学が
見込まれる方などに対し、自動車運転免許取得にかかる費用の一部を助成します。

○対象経費

自動車学校教習料など免許取得にかかる下記の費用

（年度内の交付・免許取得・実績報告・助成が可能な場合に対象）

・入学金 ・教習料 ・教習コース使用料 ・技能検定料 ・受験料

○助成額

対象経費の３分の２の額（千円未満切捨／上限額：１０万円、千円未満切捨）

○申請書類等

免許取得の訓練開始前に、福祉総務課障がい班または市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課の窓口にて、以下の書類により申請してください。

（（１）～（３）及び（８）の書類は窓口にてお求めいただけます。）

- （１）交付申請書
- （２）自動車運転免許取得事業計画書
- （３）自動車運転免許取得収支見積書
- （４）身体障害者手帳の写し
- （５）運転適性相談結果票の写し（※）
※発行については運転免許試験場までお問合せください。
- （６）施設入所中の場合は、事業の要否に関する当該施設長の意見書（任意様式）
- （７）市外の学生の場合は、在学証明書
- （８）市内在住の方は、課税額調査同意書
- （９）市外在住の方は、所得証明書等の所得金額が確認できる書類

○実績報告（事業終了後３０日以内、または年度最終日までに提出）

免許取得後、実績報告書・収支決算書・取得した自動車運転免許証の写し、自動車学校（教習所）での免許取得の領収書を提出してください。

○その他

- ・世帯の所得により、助成対象外となる場合があります。（所得制限額あり）
- ・市外在住の方が申請される場合、上記申請書類とは別に追加で書類提出をお願いする場合があります。
- ・申請より先に訓練を受けられた場合の追認はできません。必ず事前に申請する必要があります。
- ・申請受理後、所管課で審査を経て申請者へ交付決定（または不決定）通知をお送りしますので、通知確認後、各費用の支払いや免許取得の手続きを行ってください。通知前に事前着手した場合、助成対象外となります。

(1 2) 自動車改造費の助成



問合せ先

福祉総務課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

身体障害者手帳の障害等級表の肢体不自由

1 級、2 級の方が仕事などのために、自動車の「ハンドルに握りをつける、ブレーキやアクセルを手動にする」などの改造をする場合に、改造費用の一部を助成します。

○対象者（次のすべての要件に該当する方です）

- ・市内在住の方で身体障害者手帳の障害等級表の上肢機能障害、下肢または体幹機能障害 1 級、2 級の方。（総合級ではありません。）
- ・仕事などに使うため、障がい者本人が所有し、運転する自動車の操行装置又は駆動装置等を改造する方。（トラックや商用車は除く）

○助成額

1 0 万円を限度に、改造に要した費用

（年度内の交付・改造・実績報告・助成が可能な場合に対象）

○申請書類等

車両の改造前に、福祉総務課障がい班または市役所総合窓口課、各総合支所地域振興課の窓口にて、以下の書類により申請してください。

（（1）～（2）及び（8）の書類は窓口にてお求めいただけます。）

- | | |
|--------------------|---------------|
| （1）交付申請書 | （2）自動車改造事業計画書 |
| （3）自動車改造にかかる費用の見積書 | （4）身体障害者手帳の写し |
| （5）改造前の車両の写真 | （6）自動車検査証の写し |
| （7）申請者の運転免許証 | （8）課税額調査同意書 |

○実績報告（事業終了後 3 0 日以内、または年度最終日までに提出）

- （1）自動車改造事業完了届（様式第 8 号）
- （2）改造後の状況を示す写真
- （3）改造に要した費用の領収書

○その他

- ・世帯の所得により、助成対象外となる場合があります。（所得制限額あり）
- ・申請より先に改造された場合の追認はできません。必ず事前に申請する必要があります。
- ・申請受理後、所管課で審査を経て申請者へ交付決定（または不決定）通知をお送りしますので、通知確認後、車両の改造や各費用の支払い等を行ってください。通知前に事前着手した場合、助成対象外となります。
- ・改造助成後、5 年間は自動車の譲渡、交換、貸付、又は担保にしてはなりません。（判明した際は、全額または一部の返還金を求める場合があります。）